

## 第 2 回武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会 議事録

会場：武蔵野商工会館

日時：平成 21 年 10 月 26 日（月曜日） 19 時～21 時 10 分

## （事務局）

それでは予定時刻になりましたので、ただいまから第 2 回目の武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会を開会いたします。

本日は夜分、また、お忙しいところ、この会にご参加いただきまして、有難うございます。

私は事務局を担当いたします東京都都市整備局外かく環状道路担当の村瀬と申します。宜しくお願いいたします。

まずはじめに、注意事項を申し上げます。携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りいただきますようお願いいたします。また、会議中の撮影はご遠慮ください。会議中は進行の妨げになりますので、私語や拍手はご遠慮いただきますようお願いいたします。報道機関の方へのお願いになりますが、この会の取材につきましては、カメラ撮影は、この後の資料確認が終わるまでとさせていただきます。

本日の話し合いの会の運営につきまして、皆様へのお願いがございます。本日のこの会は議事録を作成するために、録音を行っております。録音はマイクの音を録音する方式で行っており、マイクを通さないで発言されると、記録できない可能性がございますので、発言の際は挙手をしていただいて、司会の指名の後に担当者がマイクをお渡ししますので、それから発言していただきますようお願いいたします。なお、ご発言の際は、着席したままでご発言いただければと考えておりますので、宜しくお願いします。なお、本日は、21 時の終了を目途とさせていただきますので、こちらにつきましてもご協力をお願いいたします。

では、続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。封筒の中に本日の資料がございますので、取り出してご確認をお願いいたします。中には、クリップ止めたものとされてないものの 2 つがございます。クリップ止めていないほうが本日の資料となります。上から申し上げますと、まず、本日の次第、それから右上に資料番号が振ってございますが、資料 1 が第 1 回の議事録、資料 2 が第 1 回の議事要旨、資料 3 が話し合いの会の位置づけについて、資料 4 が、東京都の構成員と事務局の役割分担について、資料 5 が、運営要領(案)の修正点について、資料 6 が、当面の予定についての資料となっております。その他、前回の話し合いの終了後、古谷さんから、資料の提出がございましたので、あわせてお配りさせていただきました。クリップ止めている方が第 1 回の話し合いで配布した資料と同じものです。

それではカメラ撮影はここまでとさせていただきます。

前回の話し合いの会では、会の進行についてのご意見がございましたが、ここで中立的な立場で進行していただける井上さんにここからの司会をお願いしたいと思います。井上さんは地域の状況について熟知されておりまして、この話し合いの司会者としては、適任であると考えております。それでは、井上さん、宜しくお願いします。

(司会)

ただいまご紹介いただきました井上でございます。宜しくお願いします。8月19日の第1回につきましては、設置要綱、それから募集要項、及び運営要領案につきましては、皆様からいろいろな意見をいただきました。本日の話し合いにつきましては、今、ご説明いたしました次第に沿って進めてまいりたいと思います。それでは、事務局から本日の話し合いの進め方について説明をお願いします。

(事務局)

それでは、本日お配りいたしました次第をご覧ください。本日の話し合いの進め方について、ご説明をいたします。まずは、次第2で前回の話し合いの議事内容の確認と、前回の話し合いで頂いたご意見、ご要望に関してご説明いたします。3では運営要領案について、前回の話し合いの会でご意見のあったことを踏まえた修正内容について、4では話し合いの会の進め方について、5では都市計画道路の概要や地上部街路の経緯などについて、ご説明いたします。本日の最後には、本日のまとめをご報告させていただく予定としています。以上です。

(司会)

それでは、今説明がありましたように、次第により進めてまいりたいと思います。次第2、前回の議事録の確認、次第3、運営要領案、次第4話し合いの会の進め方などにつきましては、運営に関することでございますので、次第2から次第4まで、まとめて事務局から説明をした後、皆様からご発言をいただきたいと思いません。それでは説明をお願いします。

(糸井)

その前に前回のフォローはするのですか？

(事務局)

これからご説明させていただきます。では、次第の2から順に説明をさせていただきます。まずは、資料1をご覧ください。前回の議事録でございます。皆様に事

前に送付して、内容を確認していただいております。皆様から訂正等のご指示があった箇所につきましては、指示に従って訂正させていただきます。続きまして、資料 2 をご覧下さい。この議事要旨は前回の議事内容を確認するために作成しております。主なご意見といたしましては、傍聴に関する事、議事録に関する事、運営に関する事、意見の取り扱いに関する事、話し合いの会の役割に関する事、都の構成員と事務局の役割分担に関する事がございました。これらのご意見のうち、確認された事項といたしましては、傍聴は武蔵野市民を優先とし、市外の方も受け入れる。傍聴者の不規則発言を禁止し、それを行った場合、即退席とする。発言者を明記した議事録を作成し公表する。事務局が話し合いの会の冒頭で前回の確認を行い、終了時にその回のまとめを行う。という事項が確認されました。

資料 3 と 4 につきましては、前回いただきましたご意見についての説明をする資料として用意しております。まず、資料 3 でございますが、意見の取り扱いや話し合いの会の役割に関する事について説明するため、話し合いの会の位置づけについて、模式的に示したものでございます。この話し合いの会の設置目的につきましては、すでに設置要綱で定めてありますとおり、地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進めるにあたり、その一環として地域住民の意見を聴くため設置したものでございます。武蔵野市における話し合いにおきましては、まず、話し合いの会を設置いたしております。この話し合いの会は、構成員が対話を重ね、意見を出し合う場でございまして、議論の内容を公表することにより、地域住民に周知し、関心を高めていただくことを期待しているところでございます。また、話し合いの会とは別に地域住民の意見を聴く場として、仮称ではございますが、地域住民の意見を聴く会を、話し合いの会のとりまとめに際し、東京都が開催してまいります。この意見を聴く会は、多数の地域住民の方が参加可能であるというように考えております。この武蔵野市における話し合いの会でのご意見や地域住民の意見を聴く会でのご意見や、また、他区市での話し合いでのご意見を、今後、東京都が行う地上部街路の検討に反映してまいりたいと考えております。

続きまして、資料 4 でございますが、東京都の構成員及び事務局についての資料でございます。まず、東京都の構成員でございますが、都市計画決定権者として、地域住民と話し合うため話し合いの会に参加する。話し合いにあたり、必要性を検討するための資料やデータを作成し、提示する。他の構成員からの意見、質問に対して、東京都の考え方などを説明する。という事項を担当しております。一方、事務局につきましては、話し合いの会の運営に関する事項を担当することとしております。主な事項といたしましては、会場の設営、議事要旨の作成、その他の庶務的事務を担当することとしております。

引き続き、次第3 運営要領(案)についてでございますが、前回の話し合いの会で確認された事項を踏まえまして、運営要領(案)の修正箇所をご説明いたします。資料5 をご覧下さい。この表の左側が前回提示した内容でございますが、右側が今回の修正案となっております。右側の修正案で、下線を引いたところが修正箇所でございます。まずは、第2条進行でございますが、「構成員及び傍聴者は、地上部街路に関する話し合いの会の運営を妨害するなど悪質な行為をしてはならない。」とございますが、その後に「これらの行為を行った場合、司会者は退席を求めることができる。」という文言を追加しております。続きまして、第3条の運営に関することでございますが、3箇所ほどございます。まず、1点目は傍聴につきまして、武蔵野市民に限るとしておりましたが、今回は優先するというように修正しております。また、文末に、「なお、余席がある場合、武蔵野市民以外の傍聴も可能とする。」という文言を追加しております。2点目ですが、「議事要旨及び配布資料は、東京都、武蔵野市の窓口へ備え付け、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。」としていたところに、議事録を追加いたしました。3点目でございますが、事務局が所掌事項を、先ほどの東京都の構成員と事務局の役割分担に沿って、修正いたしております。前回提示した部分、前回提示の でございますが、資料作成を削除いたしました。新たに議事録作成と各回の話し合いの整理を追加しております。

続きまして、次第4 の話し合いの会の進め方などについて、ご説明いたします。ここからはクリップ止めしてございます前回の配布資料の中から資料4 をご覧下さい。この資料4 は話し合いの会の開催までの経緯、話し合いの会の進め方、今後の予定、それから地域課題検討会などの意見について、まとめてございます。

それでは、資料4 の1ページをご覧下さい。1ページにつきましては、この話し合いの会の開催までの経過についてまとめてございます。経過につきましては、ご覧のとおりですので、説明は省かせていただきます。2ページをご覧下さい。こちらは、平成20年の3月に公表いたしました検討の進め方におけます、この会の位置づけや検討の視点について説明したものです。左側の検討のプロセスを示しましたフロー図におきまして、この話し合いの会は、黄色く塗った部分の必要性を検討するためのデータ公表と地元との話し合いに該当いたします。また、今後の地上部街路の検討にあたりましては、2ページ下側でございますが、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で検討を進めてまいりたいと思います。続きまして、3ページをご覧下さい。今後の予定でございます。話し合いの会は各回ごとにテーマを設定して話し合いを行ってまいりたいと思います。各回の予定につきましては、後ほど、別の資料を使って説明いたします。このページの下側をご覧下さい。おおむね1年間を経過した時点で、それまでの話し合いについて、一旦とりまとめを行う予定としております。その後の話し合いの会の取り扱いにつきましては、

皆様にまたご意見を伺うこととしております。続きまして、4ページをご覧ください。こちらは昨年開催いたしました域課題検討会でのご意見について、ご報告いたします。国土交通省と東京都では沿線区市とともに環境対策やまちづくりなど、外環整備にともなう地域の課題について、課題解決に向けた対応の方針を作成するにあたり、地域の皆さんの意見や考え方を取り入れるため、地域ごとのP I、地域課題検討会の実施いたしました。武蔵野地域におきましては、武蔵野市外環市民参画(地域P I)検討会として、10月から12月までに開催されました。この検討会における地上部街路に関するご意見につきましては、地域課題検討会とは別に進める地上部街路の検討に活かすこととしております。武蔵野市外環市民参画(地域P I)検討会については記録集が公表されております。このうち、地上部街路に関するご意見につきましては、資料5として、抜粋してお配りいたしております。本日は時間の都合上、読み上げにつきましては、省略させていただきます。

それでは、本日の資料6に戻っていただきたいと思います。こちらは当面の予定についてですが、本日の第2回におきましては、この後、東京の都市計画道路の概要、地上部街路の概要経緯について、資料でご説明して、話し合いをさせていただきたいと考えております。その後、第3回につきましては、地域の現状や課題について、4つの視点で整理した資料をもとに話し合いをさせていただく予定です。時期につきましては、12月か1月ごろを予定しております。第4回以降につきましては、4つの視点ごとに必要性を検討するためのデータなどをもとに話し合いを行っていく予定でございます。以上で、説明を終わります。

(司会)

ただいま、次第2から4につきまして、事務局から説明がございました。最初の議事録、議事要旨につきまして、お伺いしたいと思います。糸井さん。

(糸井)

前回の議事要旨をじっくり読ませて頂いた全体の感想として、まず言いたいことは、非常に不親切だと思います。今回の運営のやり方、進め方、考え方、皆さんは少なくとも都市をつくると、道路を高速道路っていうのは、ほとんどまちづくりと一緒にですからね。そういう意味ではもっと、きちんとした説明なり、あるいは資料なりが必要だと思うのですが、ほとんど会をやったと、残したいだけの、進め方にしか思えないような報告書だと思いました。それが1つ。2つ目は、あまりしゃべると長くなりますが、この資料の議事録のなかで、いろんな提案がされている中で、まだ、積み残している部分がありますよね。たとえば、佐藤さんが提案しているフィードバックをしてくださいと言うことをはっきり申し上げているわけですが、その議論がまったくなくていいですね、つまり、ここは

言い放し、市民の意見を聞くというだけでは、僕らは何の意味もないのでね。それが、どういう形で反映されるのかということがやっぱりわからないとまずいで、その辺の皆さんの計画をきちんとフォードバックしていただきたいというのが、是非、これから議論していただきたいと思います。

(司会)

他の方で、議事録、議事要旨についてのご意見、ご質問等がありましたら。今、糸井さんがおっしゃられたのは、要領や目的などについてお答えすれば宜しいですか？

(糸井)

その資料をずっと読んでいたときに、7つか8つまだ詰めていないところがあります。1つ1つ言いましょうか。その辺、井上さんのほうでわかっています？

(檜山)

すみません、いいですか。議事録を確認しないと議事録は公開されないわけですね。ですから、議事録の確認作業を今行おうとしているわけですから、議事録がそれでよいということであれば、確認していただければと思います。

(糸井)

議事録の確認と議事録を確認した後で、不備な点は再度、議論する必要がありますね。だから、議事録を確認する作業は、やっていただいてもいいと思うんだけど、内容について不具合なところがあれば、再度議論するのは、当たり前ではないでしょうか？

(司会)

今、言われましたように、議事録、議事要旨については確認していただいて、その中で、当然ながら、今説明した以外のことで、例えば要領だとか説明いたしましてから、それらの中で、ご意見をいただいて、ご質問にお答えするといった形で進めさせていただきたいと思います。ですから、この議事要旨と議事録につきましては、これで公表させてよろしい、ということについて確認をお願いしたいと思います。

(古谷)

議事要旨もはいるのですか？

(司会)

はい。入ります。

(古谷)

これがですね、議事要旨ということで、これから他の委員会とか何かに出すときに議事録なしで、これだけでこの会議の形を報告とされると非常に困るんです。ということを確認しておきたいです。つまり、これまでの会で、このような議事要旨がその会議自体だということで、さっさと国幹会議にかかって通ってしまうということなんです。つまり私たちの意見のニュアンス、細かなことが全て捨象されてしまって、しかも今回もこの議事録を作ったにもかかわらず、議事要旨だけが一人歩きをされてしまうと、これは全く、実際の経過と決定する人たちにとっては、中身のわからないことになると思います。その点、2つを一緒に出していただきたいと思います。

(司会)

運営要領のところ、多分ご説明したと思うのですが、議事要旨及び配布資料は、東京都、武蔵野市の窓口に備え付け、閲覧に供するとともにホームページに掲載する。それとプラスアルファで、議事録を追加しましたので、今、古谷さんがおっしゃったような形のなかで公表するという形で考えております。

(古谷)

公表ですね。これからの決定をするときにこの会の結果がどうだということを、要旨だけで一人歩きさせないで下さい。つまり周知させるということは、住民に対して周知させること、それから実際の決定にかかわる議員の方々に対すると、ともに周知ですよ。ですから市役所に公開するというだけでなく、そういう委員会にはきちんと要望を出していかなければならないし、新聞発表にもそうしてもらいたいです。議事要旨だけが一人歩きされてしまうと、私たちの意見が意見ではなくなって、そちらの都合のよい意見になってしまうと、それを確認したいです。

(司会)

これ今、事務局に確認をいたしますので。では事務局、お願いします。

(事務局)

今、ご説明がありましたけれども、まず、公表につきましては、両方とも公表いたします。今後は、こちらについてもきちんと記録を残しておいて、意見のほうはとりまとめていきます。

(古谷)

セットで周知というものも、その計画決定をあずかる委員会でもきちんと出していただくということですね。周知の中にそれが入っていますよね。

(事務局)

周知は、両方セットで周知してまいります。

(古谷)

それから、今度は、この範囲の周知は、ただ市役所で公開するというだけなんでしょうか。つまり、今回のこの会も、例えばこの会が行われるという周知自体が、本当によくされているのでしょうか？周知になっているのでしょうか？今日ここにお集まりの傍聴者の方が極めて少ないのは、そういう結果があるのではないのでしょうか。そのあたり、事務局として、どうお考えなのか教えてほしい。

(司会)

今、議事録と議事要旨をやっていますので、それにつきましては、このような形で公表させていただくということで宜しいですか？

(古谷)

これに関して。

(司会)

はい、では、そういうこととさせていただきたいと思います。それでは、それ以外のところで、質問、意見等がありましたらお願いします。

では、先ほど、糸井さんから出ました意見について、事務局から。

(事務局)

質問は、意見をどのように反映していくのか、ということによろしいですか。

(糸井)

もうちょっと細かく。資料 2 の主な意見の下から 3 つ目、出された意見はどのように扱われるかを示して欲しいということに対して、皆さんが帰った後に、中では報告されますよね。あと、こちらにフィードバックしてくださいという佐藤さんからの提案がありましたね。それに対して、全く議論していない。僕らは当然、意見を言った先がどうなっているのかが全くわからなければ、話し合いにならな



いと思うのです。ですから、これはフィードバックをして欲しいという、きちんとここで、議論して、そのようにしていただきたい。それから、次の話し合いの役割を明確にしてほしいというのも、前は設置目的は書いてあって、地域住民の意見を聞くことまでが目的となっておりますが、これは直接の目的であるかもしれませんが、きちんとした目的としては、中身がたりません。僕は意見を聞かれるだけでここに来たわけではないです。それから、その下が構成員と事務局の役割分担が不明確であると。これは、結構議論したのだが、資料 3 にその図があるわけだから、これについては資料 3 のときにもう少し細かく説明します。したがって、確認された事項の一番下の事務局は話し合いの会の冒頭で前回の確認を行い、終了時にその会のまとめを行うと。そういうことに関しては、それプラス、フィードバックのほうもきちんと報告をしてほしいと、今回の中で、確認していただきたいと思います。

(司会)

今の 3 点について、事務局からお願いします。

(事務局)

この議事要旨の下のところ、事務局が話し合いの冒頭で前回の確認を行うことにつきましては、こちらの議事要旨を作成いたしました。これが前回の内容の確認として作成しております。それから、出された意見はどのように扱われているかを示してほしいというご意見と、会の役割を明確にしてほしいというご意見に関しまして、設置要綱の目的だけでは、わかりづらいというご意見がございましたので、資料の 3 で説明をさせていただきました。それから、主なご意見の中の都の構成員及び事務局の役割分担が不明確であるという部分につきましては、資料 4 で分担についても説明させていただいております。

(司会)

それと先ほど、古谷さんのほうから会の周知ということで、ご質問があったと思いますが、それについて、事務局の方をお願いします。

(事務局)

会の周知の方法につきましては、会の開催の 1 週間前に、記者発表ということで、記者発表資料が、東京都のホームページに掲載されております。あわせて、武蔵野市のホームページでも、開催に関する周知を協力させていただいております。

(司会)

古谷さん。

(古谷)

武蔵野市のホームページの利用率は、どれくらいなのでしょう？

(恩田)

利用率という、アクセス数だと思いますが、それは広報で確認しておりません。すみません。それではそのホームページの掲載とともに今後なのですが、やはり市報の掲載にもやっていくべきなのかなと考えております。お知らせ、通知の欄がございますので、そちらのほうでやっていこうと思っております。それと今回は、開催の予定時期と広報との手続き、スケジュールの関係で、少し厳しい部分もあるかと思えます。

(古谷)

そうしますと、これからはですね、そういう厳しいことがしょっちゅう起こるのではないのでしょうか。

(恩田)

対処していきたいと思えます。

(古谷)

対処というのは、どういう対処ですか？具体的な善処がないというのは、これはとっていないというのと同じですから。

(恩田)

善処していきたいと思えます。

(古谷)

それは、困ります。

(司会)

西村さん。

(西村)

今のこの話し合いの会の広報の件なんですけど、私たちは前にも申しましたように、公募の中から、公募も少なかったんですけども、この話し合いをすることに

非常に大きな精神的負担も感じております。それで、地域の皆さんにも傍聴していただきたいし、この会そのものが、地域の関心を引き起こすことも1つの目的ですと書いてあったと思うのです。だから、何千部とも私もはっきりとした考えがあるわけではないのですが、市報に小さくのせることだけでなく、やっぱり、武蔵野市内にニュースなり、チラシなりを配ることもお考えいただきたいと思います。今見ていますと毎月ではなく、隔月だったとしたら、私はそれはできることだと思えます。その辺も今のお考えの中に入れてください、宜しくお願いします。

(司会)

事務局のほうからお願いします。

(事務局)

今、ご要望と申しますか、地元配布することも含めてとのこと、お知らせというか、そういったご意見がありました、費用の関係とかもありますので、武蔵野市とも相談をして、どういう形ができるのか検討させていただきます。

(司会)

他にございますか？黒木さん。

(黒木)

先ほどの糸井さんの質問に対しての答えがよくわからなかったのですが、結局フィードバックはどうなったのですか？フィードバックは特にしないということですか？ここがわからなかった、もう一度お願いします。

(司会)

意見のフィードバックということですよ？

(事務局)

前回頂いた主なご意見の中で、出されたご意見はどのように扱われるのかを示してほしいという部分と、話し合いの会の役割を明確にしてほしいという部分につきましては、補足して説明する資料として、資料3を今回提出させていただいております。それが前回のご意見を踏まえた今回のフィードバックといえますか、ご意見を踏まえた上での今回の資料となって説明させていただいているところでございます。

(系井)

今回出された説明は、ここに出されているフィードバックという意味とは違います。あなた本気でそれを言っているわけではないですよ。13 ページの古谷さんのデータを揃えてというのはありますし、佐藤さんのところでも帰って上司に相談することもありますね、そういった意見をここでフィードバックしてくださいという言い方でしたよね。ここで書いてあるから全部読めばわかると思うのですが、つまり、前回の国交省のときのPI検討会のときもそうでしたが、皆さんが単に口頭でフィードバックしていますって言ったって、きたのはこういうものですよ。あんまり変わらないのです。結局3回なり5回なりやって、行いました、終わりってことになってしまうんです。僕らは要求した資料、希望した資料というのは、ほとんど出てこないうちに終わってしまい、それで終わってしまうのではないですか、前回も。それでは困りますからきちんとしたフィードバックをしてくださいと。フィードバックというのは、いろいろありますが、ここでは、市民の意見に対するフィードバックと皆さんが持ち帰って相談した結果のフィードバックをしてください。という意味です。それはおわかりですね。だから、当然、後の質問に対しての返答はまだないです。それははっきりわかりますか？宜しいですね。

(司会)

では、事務局からお願いします。

(事務局)

繰り返しになってしまいますけれども、ここに主なご意見のものについてのどういうフィードバックがあるかということですね。ということで宜しいでしょうか？

(司会)

では、古谷さん。

(古谷)

私たちにですね、この意見を求めるという言葉で、私たちはここで、ただの思いつきで意見を言っているつもりはないのです。したがって、そちらのこれからの経過の説明なり、データなりをより詳しくいただいて、私たちの意見がいいかげんになってしまうのを防ぐために、より正確な資料なりをいただいてこそ、私たちは私たちの意見が言えるのです。そのための質問がいつでも私たちの意見として処理されてしまうのです。この話し合いの会の資料の3ですね、このところで

の意見を反映するといった意見は、私たちが正しいもっと正確な議論の上で意見を出したいと思って質問することが、意見として扱われてしまうのです。その意見と意見の解釈の食い違いを正していただきたいと思います。

(司会)

では小林さん

(小林)

要するに、宿題を出されたことに対してきちんと回答をしてくれと、それだけの話ですよ。その宿題の回答の仕方は、都の中の上司との相談をしたなかでのことかもしれないし、市民に対しての広報を考えながら回答するかもしれないし。ただ、その部分についてはそれぞれの組織の中の話でもあるので。ただ、言えることは、それぞれの打ち合わせで出された宿題はきっちりと回答してくださいということではいいのでは。そういう理解で宜しいですよ。

(司会)

では、佐籙さん。

(佐籙)

今の担当者のお答えでね、役割でここで話したこと、私たちがこの前質問したことを返答をもらって、それで地域の人に周知するならわかります。返答もらってどうやって周知して、関心を高めるのか。これからこういうやり方は何回やってもこの調子でこのまま周知してどうやって関心を高めるのか。高まりません。わかりましたか。もっと具体的に話しましょうか。帰ってこういう意見が出ましたと、話し合いの会が終わって、帰って相談しますね。そこで上司は聞くだけなんです。それ何回もやってどうですか。話し合いってそういうことではないのです。話し合いの会の役割って書いてあるのですから、ここをちゃんとしないと。

(司会)

今、いろんな委員の方がご意見ございましたが、出た意見についてこれは親切丁寧に答えて、また、それに答えられなければ次回に答える範囲で答えるという形で今、考えているのだと思いますけれども。では、田徳さん。

(田徳)

ただ、手法だけの話ですが、宿題事項が出されたものが、答えられていないというのであれば、せっかくプロジェクターもありますので、資料をほしいといわれたら、目の前で打って、あるものは出していただいて、出なかったものは次回に

いただくということで。要は、言ったことを全部ではなくても、資料とか通知だとか、ほしいと言われたら、とりあえずは、べた打ちでもいいので、打ってしまうというのはどうでしょうか？であれば、僕らがそれを知らないとは言えないし、お互いそれがベースになるのではと思います。議事録のなかから掘り返すと、言った言わないが出てきてしまうと思うので、そこだけはその手法をとってはどうかと思います。

(司会)

資料、それとデータの出し方、これは様々あると思うのです。まして、これからは、本当に議論に入っていくと、資料やデータを出していただかないとできませんので、今言ったようなことも含めたことをフィードバックするといったことで進めさせていただきたいと思います。それ以外のことで、ございますでしょうか？

(小林)

資料 3 の話をやってください。

(司会)

資料 3、話し合いの位置づけ、それから構成員の 5 まで、要領まで含めてかまいませんが。小林さん。

(小林)

この位置づけの資料 3 の一番下の都市計画に関する都の方針の策定公表というのは、いつごろの予定ですか？それと、どんな状況なんでしょうか？特に都の方、委員に入られていますので、聞かせてください。

(土屋)

今のご質問のなかで、都市計画に関する都の方針の策定、この時期がいつかというご質問で宜しいでしょうか？時期については、未定でございます。そもそも、この武蔵野での話し合いを、まず踏まえる必要があるのと同時にこのペーパーの中でも、他区市での話し合いという内容についても、踏まえる必要があるかと思っておりますので、そう意味では、現時点で時期というのは、未定でございます。

(小林)

もう 1 つ確認ですけども、当然のことながら、この外環の 2 ですね、実施しないということもこの策定の公表のなかの選択肢の 1 つとして、理解していいわけで

すよね？

(土屋)

これまで、東京都のほうでは、3つのモデルということで、既定計画をそのまま活用したモデル、それから、かなり幅員の広いということで、幅員の縮小等を図りながら、考えていくというパターン。それから代替機能等が備わっているということであれば、廃止も含めてということで、3つのパターンを大きくお示しをしております。そういうことで、最後の廃止という選択もありうると思われま

す。

(司会)

糸井さん。

(糸井)

この位置づけの図は、全然図になっていないんです。なぜかという、一番下に書いてあるのは本来は一番上にくるんですよね。つまり、こういうものをするために東京都は地上部街路の検討をするわけですよね。そのために話し合いをしようとする設置目的をするわけですよね。だから上に来ないと駄目だと思います。システム図として書いたなら、こういう図にはならないのです。要するに一番下の2つはシステム図から言えば、目標とか条件とかに、目標になるのですから、目的とかだから、これが市民の会合の下にくるとというのは、大きく言えばそうなんです。ここに書くべきは、具体的な成果をもってどういうものがでてくるか、それが、必要性だとかあり方とかあるいはやめるとか進めるとかそういう判断の基礎になるわけですね。それが、全然ここに表現されていなかったら、僕らはどういう意見を出して、どう扱われるかというのはこれではまったくわかりません。それが1つ。もう1つは話し合いの会と住民の意見を聴く会というのは、話し合いの会だって読んでくると住民の意見を聴くと書いてありますけども、その2つの中身がもう1つ明確でない。その間の関係も明確でない。それから他区市での地元との話し合いと僕らの話し合いはまったく関係のない独立して書いてあるけども、道路は一体化してあるわけだから、まったく関係ないことではないです。だから、ここの情報の連携だとか、あるいは、特記な意見がでたときは、他の地域にも意見を聴くなり、検討するなりが必要となるわけだから、そういうことをどうやってやるのか、どのように進めるかの表現もわかるようにしておかないと、双方の関係がわかりませんよね。それから、設置目的の下にはやはり具体的に皆さんがねらいとしている目標がないとわかりません。要するにこの図はあまり、僕らにとってはよくわからない図です。それから、話し合い

の会のそのものについても意見があるのですが、行政が20人のなかと一緒に入るわけですよ。で、本来は説明する、つまり、設置者として意見を出す部分とアドバイザーとして僕らが知らない部分について、これはこうですという意見の部分と、それからこのなかで意見が出されたものを、より分析したり調査したり、いわゆるワーキンググループ的な作業というのは、やはり分けないと、20人とは別で。設置者が説明したりしたら、話し合いの会の住民の、中身、内容を聞くという、会としては、少し不合理なのではないでしょうか。要するにこの図ではよくわからないということです。

(司会)

では、小林さん、どうぞ。

(小林)

私がこの資料の説明を少ししますので、正しいかどうか教えてください。地上部の街路を検討するにあたって、別にこの話し合いの会が相当分を担うのではなくて武蔵野市においては、話し合いの会それから、地域住民に意見を聴く会を設けて、話し合いの会は20名、地域住民の意見を聴く会はできるだけ多くの住民を集めて、前回の意見で出された人数は、少ないのでは？というのをフォローする意味での会として設けました。おそらく、他の市町村でもそれぞれこういったことをやりながら、地上部の街路についての意見を述べる会ができるでしょうと、そうするとおそらく、東京都が行う地上部街路の検討に対して、10とか20とか30とかが意見を聴く場がおそらくあるでしょうと、それをもとにして、東京都はいろんな意見を頂いた上で、地上部街路の検討を行いたいと東京都は考えております、とそういうふうに私は理解したのですが、いかがでしょうか？

(糸井)

では、事務局から。

(事務局)

だいたい今、おっしゃって頂いたところがこちらの意図でございます。話し合いの会というのを、少人数でやっていくというのは、こちらで書いてありますように、対話を重ねて意見をいろいろ出していただきたいということで、そういったやり取りをしていくためには、何十人という形でやるのは、難しいと考えておまして、20人の規模で設置したところでございます。話し合いの会と意見を聴く会との関係ということですが、話し合いの会は、まずこの中で、意見でここが足りないとか、これはどうなのかということをお答えをしながら、やっていきたい



と考えております。こういった意見の内容を周知した上で広い地域の方々から、聴く場として、この意見を聴く会として別途、設けていく予定としてます。それと他区市での話し合いの件につきましては、同じような形で行うどうかは、これは検討中でございますので、話し合いの会と聴く会の2つを設けていくかどうかは、今、検討中でございます。あと、行政の構成員の立場ということでございますが、アドバイザー的な部分があるということが入るのかということでございますが、それぞれ、東京都、武蔵野市、国土交通省とそれぞれの組織の立場として組織としての考え方をいろいろご質問とかにもお答えしていく、あるいは考え方を説明していくために入っていただいております。

(司会)

もう1つは、住民の意見がどのように具体的に検討に生かされるのかというのがなかったのですが。

(事務局)

失礼いたしました。ご意見につきまして、資料3のほうで、意見はそれぞれとりまとめ、整理をいたしまして、地上部街路の検討に反映していく予定としてございます。ただ、今の段階で、まずは具体的にどのように反映されるかと、現段階では具体的にお答えはできませんが、話し合いの中で、お答えできるものは、この場でお答えしていくことといたしております。

(司会)

糸井さん。

(糸井)

今、小林さんが説明されたのは、ここに書いてあることを説明しただけで、この話し合いの会と住民の意見の中身の質的なものの違いは何も説明もないのです。住民の意見を言うのでしたら、ここだって住民の意見を聞いてますよね、もっと多くの意見を聞くのでしたら、最初から聞いたってよかったのではないですか。この間の質的な違いを、そしてその下に反映する中身がわからなかったら、この2つは全く一緒ではないですか。ただ、人数が多くつくつかないかだけでしたら、20人でなくてももっと多くても一緒ではないですか。そう意味で、これはどういう意味かわかりません。本来はこういうやり方というのは、もうちょっと違う形でやるべきだと思います。それに、前はこっこの住民の意見を聴く会の中身についてはまったく説明はなかったですね。話し合いの会の中の話だけで、僕はこれが全てだと思ってましたから。今回まだこっちもあるというのは初めて知

りました。だからそう意味でも、全体の体系がとても曖昧なんです。

(司会)

話し合いの会と地域住民の意見を聴く会、これはこの前いろんな形のなかで、非常に人数が少ないと、意見がありましたので、当然、市のなかでもやはり一定の区域の中の地域の住民の方にいろいろな形で意見を聴く場が必要だということで、これは東京都へ要望してきました。で、今回につきましては、この話し合いの会で、皆さんが20人でやるわけですが、それ以外にも関連する方がいらっしゃいますし、市内全員の意見を聴くというのは、厳しいですから、少なくともこのような中で、やりたいということで東京都が提案しているのであります。それと、他区市での地元の話し合いですが、事務局から話しがありました、それぞれ、各区市の状況がありますので、それについては今は明確になっていないということだと思います。それ以外について、事務局、教えてください。

(事務局)

話し合いの会につきましては、話し合いの会と地域住民の意見を聴く会の質的な違いということですが、話し合いの会におきましては

(糸井)

今の井上さんの話でわかりました。だから、今の最初の答えと井上さんの答えは質的には全く違うのです、わかりますか？話し合いの会で出た意見に対して必要だから、新しくこういうのも作って話を聞きますと。こういうことでしたね。ということは、少なくとも話し合いの会で出た意見が、このより多くの意見を聴くという、さらに深まった意見として多くの住民に意見をフィードバックする、パブコメみたいなものを仕組むということですよ。だから、それは今、最初小林さんが説明したのと、全く質が違います。

(小林)

それは全く同じですよ。

(糸井)

違う。ただ、意見を聞くという、表面上のことは一緒だけど中身は全く変わりませんよ。

(小林)

私が言ったのは、先ほど、井上さんが言ったことと全く同じです。それだけは確

認しておきます。当然のことながら、おそらく、地域住民の意見を聞く会が出てきたのは、前回の打ち合わせのなかで、こんな少人数からだけで意見を聴くのはいいのですか？ということから、出てきたのだと思います。

(司会)

檜山さん。

(檜山)

これは、井上さんからも言っていただきましたけども、市の立場としてはここにいらっしゃるメンバーだけでも、議論を深めるということではこのくらいの人数でないとなかなか議論が深まらないと思いますし、発言する機会もなかなか制限されますので、そういったことで絞るのはやむを得ないと思いますけども、もっと幅広く意見を聞いていただくために、別途の機会をつくってほしいということは、当初から東京都さんへ申し出ておりましたので、それは設置要綱のなかの一番最後のところにあります。ですから、前回の話し合いの会を踏まえて、新しい提案ということではありませぬので、そこだけは確認しておきます。

(小林)

わかりました。

(司会)

河田さん。

(河田)

今の檜山さんからおっしゃられた、この第5条のその他のところですね。で、これはですね、私の理解では、この話し合いの会の設置要綱で規定してあるので、ここに資料3のように全く並立でもう1つ聴く会をつくるという理解にはできなかつたです。これは確かにこの20人では少ないとはこの前も出てましたけども、だから、最後にまとめる、意見の取りまとめに際してというのは、この話し合いの会の意見をとりまとめる場ですね。その際に、この場だけではなくて、さらに広い意見、あるいは専門性の高い参考意見を聞いて、それはこの場でやるものだと、この場でまとめるために会を規定したのは第5条ですね。だからこの絵とは、少し違うと思います。檜山さんの意見は、ここに5条で決められたから、当然ここにでてきたんだということではないのです。新しい提案と私は思うのですが、いかがでしょうか？

( 檜山 )

それは河田さんが違うのではないかなと思うのです、申し訳ないのですが。基本的には先ほど、東京都さんが説明され、あるいは小林さんがこうではないですか？とおっしゃったような内容が当初から市と東京都では考えております。というのは、この話し合いの会は何か意思決定をする場ではない。とことん話し合う場だということですから。正確には。ですから、この話し合いの会が他に意見を求めて、データとしてここへ出すのは当然ですが、この会の主催で別の会議を開いて、そこで意見を聴くというのはそういうスタイルではないです。やはり別の場、別の形になるのであろうと。ただし、この設置要綱のなかに書いて頂いたかと申しますと、これも市の要望として書いて頂いたのですが、やはり、この話し合いの会を設置する段階で、そういう別の場はあるんですよと、明記していただきたいということをお願いいたしましたので、最後にこの形が規定されていると、そう私は理解している。

( 河田 )

もう一度、再質問いたします。それなら、5条は意見の取りまとめという、この意見は、話し合いの意見の取りまとめですよ。当然これでは、話し合いの会の規定ですから、そう読みますよね。私は、自然な読み方だと思うのです。で、この今日提示された資料3は、全く別の独立した会になっているのです。だからこの5条を引用するのは、私は強引な解釈ではないかと思えます。5条にあるから資料3が出てきたわけではないのです。資料3は別の独立したことで出てくると私は理解しているのです。

( 司会 )

小林さん。

( 小林 )

ここは大事なところだと思います。地域住民の意見を聴く会は話し合いの会の意見の取りまとめに際しと書いてあります。そうすると、話し合いの会は意見のとりまとめを行うのですか、行わないのですか。この論理構成だと話し合いの会の役割に会のとりまとめを行うというのが出なければ、論理的にはおかしいと思うのですが。それでなかったら、地域住民の意見を聴く会、話し合いの会の意見のとりまとめに際し、というこの枕詞はおかしくなる。

( 司会 )

濱本さん

(濱本)

設置要綱の第5条の意見のとりまとめの際って書いてありますけども、これはね、個人的な意見ですけども、話し合いをやってますよね。で、そのとりまとめをする前に話し合いだけでなく、全体の住民の意見も聴いて、そこでとりまとめを行うっていうのが基本的な考えだと思うのです。だから、この会のまとめをするために、その全体の集会をやるのだという形なのではないですか。基本的には。だからそのために、意見の取りまとめに際しては、全体の集会もやって、意見を聞いて、それを総合的にこの話し合いの会でとりまとめるってことではないですか。そうではないのですか？

(小林)

でしたら、役割の一番上に、構成員が対話を重ね、意見を出し合い、とりまとめを行うという役割が無いことには。

(河田)

いや、それはとりまとめを行うっていうのは、設置要綱に書いてある。

(小林)

設置要綱に書いてある？

(土屋)

この会のとりまとめについては、先ほどの資料3のなかには文言としてうたわれておりませんが、説明のなかでも、1年を目途にそれまでのとりまとめをしていきたいと申し上げたところがございますので、資料3のなかでは文言としては入っておりませんが、実態上ではとりまとめをしていきたいというふうに思っております。

(小林)

それが一番大事なことなんです。

(佐藤)

私自身がこんがらがっていてわかりませんので、教えていただきたいのですが、市民参加のPI委員会をやりましたよね。あの時の意見は外環2なんて必要ない、ほとんど反対の意見がずっと網羅されているんですよね。これは市民に周知を徹底したのですか。たとえば策定区域とか、被収用者になりかねない人とか関係ない人

とか一軒一軒配っていきました？この資料を。誰も知りませんよ。それでもって会の周知を徹底しているとはどういうことなんですか。あれだけ大勢の人を中学校へ呼んで、P I 地域検討会やりましたよね。その結果をここに持っているのですが、ほとんど外環 2 の取り扱い録ですか、必要ありませんと書かれているのです。これは堂々と載せるべきでは。これをこの町は全然やらないのですよ。それが一番大事なのですよ。話し合いの役割では。それをまたいいかげんにやって、この構成員の中に策定区域の方いらっしゃるのですか？一人だけです。あえて言わなかったのですか？困りますって。もっとわかりやすくやりなさいって。これで反対しました、市民参画 P I で、検討会の時、何も知らされない、結果は反対だと手を変え品を変えまたこういうことをやりだした。見え見えではないですか。

( 司会 )

では土屋さん。

( 土屋 )

対応の方針、昨年やりました、地域課題検討会でまとめたものだと思いますが。

( 佐藤 )

意見が、全部入ってますけど。

( 土屋 )

今回の資料の中では、その時はこの会は設置されておりませんでしたので、別途に地上部街路に関する話し合いの会を設けましたが、その中で、活かしていきますということで、話をさせていただいているかと思います。そういう意味で資料として、昨年の検討会の中でのこういう意見があったということをご紹介させていただいてます。今後はこの話し合いの中でいろんな議論が出てくるかと思いますが、その中で寄せられた意見について関係するものについて、その都度、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

( 古谷 )

ご説明申しましたというその対象はだれですか。つまり、その実際にかかっている人たちに説明してますか。

( 土屋 )

昨年のとりまとめの段階でということですよ。それについては、私は正確には存じませんが、直接かかわっている人にその内容については、たぶん報告してないと

思いますけど。

(河田)

つまり、周知していないということ。

(濱本)

今、去年の話のなかの議論が出てますけども、それはそれとして、佐藤さんの言い分もわかりますし、私もそう思っています。それで今回のこの会合はですね、ここに書いてあるように、周知徹底するといったことですから、その地域住民の意見を聞く前に今ここで話し合った意見、いろいろ出てくるとは思いますけども、それを公表していただいて、それで住民集会をやるとそれで、その後に最終的にこの会でまとめるといった考えで東京都さんは考えていただけないでしょうか。それでしたらどうですか。今までのことはしょうがないので、できてないとかここでやってもしょうがないのでね。前向きな考え方、生かすためにどうするかと。

(司会)

西村さん。

(西村)

先ほどから話しになっているこの位置づけについてですが、私もこの2つが並立になるというのは、おかしいと思っています。話し合いの会のなかに地域住民の意見を聞くと、今、濱本さんがおっしゃったように、1年くらいたったときに一定のまとめをすると土屋さんもおっしゃいましたが、それが1年になるのか、それが早いか遅いかわかりませんが、そのまとめというものの前にある程度、ここで話ができたものを提示して、広く皆様の話を聞くとしたら、やっぱり、この会がするということであると思っていたんですね。主催者が誰であろうと、やっぱりこの会と関係をなくすものではないと。もう1つは、おおむね1年を経過した上でその話し合いについての一定のとりまとめを行うというその時に、その前の検討会の際の反省に基づきまして、とりまとめをするのに住民もその策定に参加させてください。そうでないと、私たちの1年間、話したことが全然違うとは言いませんが、それが反映されないまとめになるということ、また繰り返したくないというのは、この前の検討会に参加された皆様の共通の意見だと思うのです。で、これだけの人数である程度つめた話をしようというのであれば、最後のまとめを策定するときに私たちにも参加させてください。そうしたことの中で、後のことが動いていくと思います。この点も含めて宜しくお願いします。

( 司会 )

土屋さん。

( 土屋 )

まだ、とりまとめについて、今、議論が始まったばかりですので、まとめるにあたっては、原案を作ってそれに対して、皆さんからご意見をいただいているということになるかと思えますから、全然一方的にまとめてしまうということにはならないかと思えます。

( 西村 )

原案をつくることから参加させてほしいといっているのです。

( 土屋 )

それについては、その時点で改めて、この話し合いの場の中で、どんな形で、とりまとめていくかというあたりを議論したほうが宜しいのではと思いますが、いかがですか。

( 司会 )

大島さん。

( 大島 )

先ほども佐藤さんが言われましたように、住民のなかに外環そのものを否定するような議論があったということは、私としては市民に周知徹底できてないと思います。もう1つは皆さん誰も触れないのですが、10月10日の報道によりますと、今年度中の外環の本体工事そのものの9割が、凍結されたということですよ。それに対して、武蔵野市長は外環本線の早期完成を求める要望書を提出したとのことですが、しかし、一部の新聞報道によりますと、来年度も外環のこの区間も本体については、施工しないという結論が出るかもしれないといわれているのです。そういう本体がストップしてできるのかできないのかわからないこのときにですね、それと一体をなすような外環の2についての結論を我々に1年の間に求められるといってもですね、非常にこれは難しいんですよ。従って、こうした予算の状況あるいは、武蔵野市長のご希望の表明、そういったことについて教えていただけないですか。

( 司会 )

すみません。後で当然ながら継続も含めてこれからやるわけですから、できれば今



言われた位置づけがありますので、その議論を続けていきたいのですが。

(大島)

結構です。

(司会)

その言っていることはわかるのですが、先ほど、濱本さんからあった提案について土屋さんどうですか？

(土屋)

ちょっと私も全体を理解をしないといけないので、この場でそれについて明確にお答えするのはできないと思いますので、いずれにしましても持ち帰ってどういう形にするのかと、検討させていただきたいと思います。

(濱本)

今、東京都のほうからのそういう意見なので、この件についてはこれで保留で。これ以上は進まないですね。もって帰るまで結論は出ないので、フィードバックされるまでは、一応、私が意見を出したということで、その意見は止めさせていただきたい。

(小林)

確認なのですが、この話し合いの中での意見のとりまとめをしないこともあると理解していいのですか。必ず意見のとりまとめを行うのですか。そこだけ大事な話なので。

(司会)

檜山さん。

(檜山)

先ほどの意見でですね、言葉足らずだったと反省しているのですが、この会のなかで、当然、意見のまとめは最終的にはあるんだと思っていますが、ただ、ここは結論を出す場ではないと、冒頭からありますので、そこを言いたかったんです。それで、この2つの聴く場、広く意見を聴く場とこの話し合いの会との関係について、当初は市のほうで東京都さんへお願いしていたのは、先ほど言った内容ですが、今後そういう形で関係については、先ほど、東京都さんが持ち帰ってつめるとのお話ですので、その過程で市のほうからも意見を話させていただきますけども、趣旨は

できるだけ幅広い議論、そしてこの話し合いの会での議論はなるべく深まるような趣旨ですので、冒頭のそのときの市の考え方は別として、そういう趣旨で再度、東京都さんと話をさせていただきたいと思っています。

(土屋)

私のほうから、一定のとりまとめをと申しましたが、その私が言っている、とりまとめは、決して1つの意見にとりまとめるということではございません。従っていろいろな意見があると思いますので、その部分については、こういういろんな意見があったという形でそのとりまとめというイメージであります。

(小林)

いや、だから、とりまとめをしないこともあるのか、必ずするのかという、そこを。

(糸井)

とりまとめというのは。

(司会)

ちょっと待ってください、土屋さんお願いします。

(土屋)

我々のほうでは、この会の募集にあたって委員については、1年を目途とするとお話をさせていただいて、公募をさせていただきます。その趣旨からなんらかの形で、とりまとめをその時点ですると考えていきたいと思っております。

(小林)

内容は別として、とりまとめを行うと。

(司会)

西村さん。

(西村)

今、課長がおっしゃったように、私も例えば外環の2は廃止するといったそういう簡単なことではなくて、とりまとめをすと思っておりましたので、そのとりまとめに住民も案をつくるところから参加させてくださいという案を申しあげました。ぜひ、この点もお願いいたします。

(司会)

はい、では糸井さん。

(糸井)

意見のとりまとめをすとかしないとか、っていうのはその中身が決まらなければ、とりまとめすとかしないとか言ったって意味ないです。で、この反映の中身がわからないから、つまり、やるとかやらないとか意思決定の場ではないといいますが、やるとかやらないとかの意思決定できないとしても、この中でどういった意見があったとかは、当然とりまとめなければならぬのですから、そういう部分とその最終的にやるとかやらないとかは別ですから。何をとりまとめるか、何の意見がでてくるのか、例えばこの反映の中身というのは、後にでてくる4つの領域で検討するでしょ。そういう意見に対して、どういう形の反映をするのか、その要素だとか、機能だとか、いろいろ書き方がありますので。こういう街路の検討だとか、都の方針の策定なんかは堂々巡りではないですか。大きい問題ですから、ここで言っている反映がどういった要素で、機能で、どういう内容なのかという、つまり、判断する素材、材料、内容をここで出さなければ、何の意見をだして何をとりまとめるかと、続いていきません。そういうことをきちんと体系図なり、論理的にわかるような図にしないと駄目です。

(司会)

黒木さん。

(黒木)

関連といえば関連なのですが、さっきから話を聞いてると、最後を聞いただけで、どうなったのかはわからないので、たとえば西村さんの意見もあったと思うのですが、糸井さんもおっしゃってましたが、それについて、実際どうするのか、次回またこのままで出てくるのか、それをちゃんと検討して帰るのか、それを聞きたいと思います。もう一点は、設置要綱のなかにあるように、ただ話し合うのではなくですね、東京都の検討の進め方のパンフレットの最後9ページにあるように、必要性を検討するためのデータが提供された上でないと話し合いができませんよね。ですから、その辺のことも「位置付けの図」にも文言として加えていただきたいと思います。東京都のパンフレットにもしっかり書いてありますので、そういう大事なことはちゃんとしていただきたいと思います。

(司会)

いろいろ意見を伺いました。で、今、糸井さんのほうからもこの位置づけの表の中身も含めての検討、配置もそうですね、それと、今、黒木さんからもデータの件についてのこともございますので。いろいろ意見はあると思いますが、できれば、次の次第の 5 に移らせていただいて、そういう形の実質のものを聞いて、それで、さらに、要領もそうですが、それらについての意見もその都度言っていただいて結構だと思うのですが。そのような形で進めさせていただいて宜しいでしょうか？はい、西村さん。

(西村)

1つは、今回の運営要領の修正のなかで、その第2条です。進行を妨害するような事を行った場合、司会者は退席を求めることができるのですが、運営要領の第4条にもあったように、話し合いの会に意見を聞いたうえで、司会者は退席を求めることができるとしてほしいと思います。資料5の第2条の進行のところの、最後の3行です。これらの行動を行った場合、司会者は退席を求めることができる。これは運営要領の第4条のところ、何かあったときは地上部街路の話し合いの会に意見を聞いた上でとの言葉がありました。それをここにも使ってほしいと思います。結局、ここにいるメンバーに、諮った上でということです。

(司会)

この話し合いに。

(西村)

はい、それともう1つ、細かいことなんですが、3コミセンから委員長が出ているほかに、代理として副委員長となっていますが、副委員長と固定せずに、代理というように幅をつけていただきたいと思います。副委員長が何人いるかもコミセンによっては違いますし、副委員長以外が出られないとなると、委員長は絶対欠席できないとなりますので、ここも代理ということで、副委員長以外の人間でこの事を全然知らない人間を代理に指名するはずもないので、副委員長に限らないでください。

(司会)

事務局からお願いします。

(西村)

今のは、資料3の運営要領の第3条のコミュニティ委員長が出席できない場合、

副委員長が代理出席できるものとするという、この部分をただ代理出席としていただきたいと思います。本当はもう1つあるのですが、すみません、紛糾して申し訳ないですが、今回は、司会者は井上さんとなっていますが、住民の方からもサポートというような形で一人推薦することはできないでしょうか、ということです。

(司会)

それは事務局のほうから、お願いします。

(事務局)

まず、1つ目の退席を命じる場合は、会に意見を聞いたうえでということで、今この会でそういう確認ができればそうしたいと思います。コミュニティ協議会の副委員長に限らせていただいていることにつきましては、この会は誰でもよいというわけでもなくて、公募して頂いたうえで、抽選により、今回参加いただいていますので、コミュニティ協議会につきましては委員長ということで定めて出席していただいているので、それは委員長が駄目なときは副委員長という形でそれが代理と、当然なことであろうということで記載しておりますが、それ以外のどなたでもというのは、適切でないかと考えておりますので副委員長に限らせていただいております。それと、司会のサポートとはどういう、それにつきましても、どういう役割なのかと。この会で決めていただければと思います。

(司会)

西村さん。

(西村)

井上さんが不適合だと言っているわけではないのですが、井上さんのほかに住民推薦の司会者といっても、司会者のサポーターといってよろしいと思うのですが、副といってもいいのでしょうか、推薦できないのでしょうか？ということです。これは頭のところでしなければいけないことなので、皆さんでお考えいただけたらと思います。

(司会)

土屋さん。

(土屋)

まず、最初の運営要領の2条の今回の修正のなかで、司会者が退席を求めるとい

う原案となっていますけども、そこに、その前に皆さんにお諮りの上というのを  
入れるということですよ。前回の中では、やはり、そこは厳格にすべきだとい  
う意見があったかと思います。それで、それを踏まえてこのような文言にしてお  
りますので、それについては他の皆さんのご意見をお聞きいただければと思いま  
す。それと、住民側のサポーター、司会のサポーターというのは、どういう意味  
合いを持つのかというのが、少しわからないのですが、その説明をお願いした  
いと思います。

(司会)

西村さん。

(西村)

普通は、議長、副議長といったように、二人置くことは多いことだと思うのです。  
これだけの人数だからそれは必要ないと、おっしゃるかもしれませんが、とりあ  
えず、中立的な人ということで、住民の方からもう一人出させていただいて、そ  
ばにいて、何かのときにはというようなイメージをして、申しました。宜しかっ  
たら皆さんのご意見も、先ほどの私のほかの意見も含めて、聞いていただけたら  
と思います。

(司会)

糸井さん。

(糸井)

二人いたほうがより、促進になりますから、相互に補完するとか、ファシリテー  
ションをするとか。住民は井上さんも良くご存知でしょうが、住民だって生活者  
として、大局観を見ているわけですから、だから、一人よりは二人のほうが促進  
するし、よりスムーズに運ぶ場合のほうが多いと。ましてや、ここに出てくる人  
はお金をもらって出てくるわけではないのですから、二人いたって三人いたって、  
別に費用が増えるわけではないのですから。だから、一番合理的なことを考えれば、  
もう一人いたほうがより促進すると思うので、僕は、良識ある市民を一人いて進  
めるほうがよっぽどうまく進むと思います。それともう1つ、コミュニティセン  
ターを厳格にみて、委員長が駄目なときは副委員長といいますけども、コミュ  
ニティセンターから出るということは、コミュニティセンター自体が責任をもって、  
人を推薦するわけですから、副委員長でなくたって、運営委員であれば、全くか  
まわないのでは。つまり個人にうんぬんではなく、コミュニティセンターという  
機関に対して、要請されているわけですから、機関がこの人を推薦しますといえ

ば、その人が代表になるわけですから、その人の意見はコミュニティセンターの意見でもあり、あるいはコミュニティセンターから代理として出席した人の意見になるのですから、全くそのほうが、より合理的だと思います。

(西村)

いいですか？

(司会)

では、西村さん、最後で。

(西村)

今の話は、その副委員長がいるのに他の人といっているわけではなくて、たとえば南町コミセンでいうと、河田さんが委員長で、私が副ですから、もう一人しか副委員長はいないのです。河田さんが都合が悪くて、その人が都合が悪いと、誰も出られなくなります。それで、その場合には他の人でもいいですねと。もちろん外環のことを知っている人で、河田さんは指名すると思いますけども。それだけの話なんです。委員長や副委員長が都合が悪いときに、他の誰かでもいいですよ、というそういう話なのですが、これをやっておかないと出られませんか。ですので、代理としていただきたいと思います。前提として副委員長として。それは宜しいと思います。

(司会)

今、2点ばかりありましたので。

(河田)

委員長やってます。名前が出ましたので一言。私も大体健康なんですけど、たまに緊急に行くことが、起こることがありえますので、そのときは大目にご判断をしていただければありがたいと思います。

(司会)

土屋さん、お願いします。

(土屋)

南町は、今、河田さんと西村さんと副の方もう一人というその組織であるということですね。我々としましては、代理の方も毎回毎回変わってしまうとですね、やはり話し合いのつながりというのが、前回の議事録でやはりなかの雰囲気かわ

からないというお話もございましたけれども、そういうつながりがなくなってしまおうというのも懸念しております。そういうことで、どなたか代理の方についても、一応、固定をお願いいたしたいと思います。

(河田)

順位としてのもう一人を決めておくと。

(土屋)

他の皆さんがとくにご異存がなければ。

(司会)

小林さん。

(小林)

今の西村さんのご意見にたいして、私個人としての意見をいいます。1点目の2条の司会者の皆さんの合意を得てから退席の判断をするということについて、これは、悪質な行為をしてはならないと書いてあるのです。悪質な行為です。その辺のご判断は司会者がしっかりできると私は思っていますので、そこまでのことを求めなくてもよいのでは？とそこは司会者の井上さんを信頼するというふうに思います。司会者のサポートについてですが、運営がそれによって、円滑に進む場合と、それから、サポートされる方と司会者が対立してしまって、逆になかなかうまく進まない場合と私は両方あると思います。で、今の司会者の井上さんがしっかりといろいろな対応な意見があるなかで、きっちりと仕切られておられるのですから、井上さんを信頼して、我々は進むべきだと思うし、最初の設置要綱、募集要項に基づいたやり方で対応すべきではないのかなと思います。3つ目のコミュニティセンターの委員長の話ですが、やはり、東京都の土屋さんがおっしゃられたように、できるだけ固定したメンバーで議論することが大事だろうと思うので、その部分は、守っていくべき事項ではないでしょうか。どうしてもという場合は、副委員長、そういう形で代理で出るけども基本的には、ここのメンバーが継続してやりながら、意見をきっちりとできる場の話し合いでいてほしいなと思います。

(司会)

井部さん。

(井部)



コミュニティ協議会の問題ですから、ちょっと言わせていただきます。私どものところも、私がしょっちゅう休んで、別の人をころころ変えて出すつもりはないのですが、多分にもなにぶんにも高齢ですし、それとですね、代理のものを一人指名しておいても、私どももコミュニティ協議会の運営委員というのは、皆さんボランティアでして、必ずしもこの仕事に全力を提供しているわけではないので、一人を固定しておいてですね、西村さんもおっしゃってましたように、南町でも、あと一人の副委員長さんを固定しておいても、駄目な場合もあるという、私のところでもそうです。一人で固定するのは、実は協議会としましては、あまりやりたくない。ただ、しょっちゅう人をころころ変えるつもりはございません。ただ、どうしてもですね、代理を出したいときにはですね、自由度がもう少しあったほうがいいと思うので、代理出席を。これは紳士的な了解事項として、ご理解いただきたいのですが。

(司会)

西村さん。

(西村)

井部さんと同じです。やむを得ないときだけの話ですから、基本的にはそういうことは起こらないかもしれません。

(司会)

短くお願いします。

(糸井)

私もコミュニティセンターの委員長をやった経験から申しますと、運営委員会というのは、毎月あって、この中身は話題もダイジェストするんですよね。運営委員のなかには、まちづくりの専門家もいれば、あるいは新しいものをつくる専門家もいるし、誰が一番適任かというのは、そのコミュニティセンターでいろいろあるので、原則的に、当人が駄目なときは出ると。ただし、そのときは新しく来たからわかりません、説明してくださいという非常識なことがなければ、全く議論を進める上で、障害になるようなことはありません。僕はこの問題でそんな議論するほどの中身ではないと思うのです。

(司会)

田徳さん。

(田徳)

3点について、簡単に自分の意見を。1点目の退席の件ですが、僕も小林さんと同じで、ないと思いますが、権限を横暴に使われたとしたら、皆さんも黙ってはいないと思いますし。そこは大丈夫かと思います。サポートのメンバーの話なんです。みなさんが質問されましたが、何をすることが明確ではないので、また選任となると、じゃ誰が適任なのかと、誰が善良な市民なのかと、選任についても適切なやり方がわかりませんので、少し不明確かなと。位置づけが不明確なので、僕は賛成はしません。多分議論が乱れるかと思しますので。で、3つ目の代理人の方については、全然僕は置いていいのではないかと思います、で、会議の期間が2ヶ月ありますので、その間で情報のシェアとかもされるかと思しますので。聞いてないとか知らないってことは、多分ないと思いますので、そこは置かれてもいいかと、むしろ欠席してしまって、出される意見が出ないほうが問題かと思えます。

(司会)

いろいろな形の中で意見をいただきましたけども、これは私が言う立場ではないですが、その今言った退席の問題、サポート、代理出席につきましては、いろいろ意見を聞いたなかで、今のような形のなかで、進めさせていただきたいと思いますが、いかがですか？なければそういった形で進めさせていただきたいと思えます。最初の退席者の件は、司会者。サポートにつきましては、役割も明確でない、それから選任についても非常に難しいと、いうことで、これは難しいのではないかと。それと、3点目のコミュニティセンターの委員長さんの代理出席の話、副委員長さんだけに限らず、その委員長さんの判断に任せると、それは、ころころ変わるといったことは常識的に考えてない話ですので、その辺を含めたこの3点について、反対の意見等がありましたら、おっしゃってほしいと思えますし、もしなければそのような形で進めさせていただければと思えます。

(「はっきり決を採ったらどうですか？」との発言あり。)

(司会)

では今の3点のなかで、最初の司会者の、一任になってしまうかと思えますが、それで宜しいですか。では、挙手をお願いします。挙手多数ということで。それから、サポートの司会者の件ですが、これはやらないということで、賛成の方は挙手を。挙手多数ということで。それから、3点目のコミュニティ委員長さんの代理で副委員長さんが駄目な場合は委員長さんの判断に任せ、それについても、当然ながら、この会の意味がありますので、それを引き継いだ形の中で代理を決めていただくという形。それについて賛成の方は挙手を。挙手多数で。それでは、

土屋さん。

(土屋)

最後のコミュニティセンターの代理の件ですけども、できましたら、当日の会の前までにどなたがご出席されるかを事務局のほうにご連絡いただければと思います。

(司会)

では、檜山さん。

(檜山)

運営要領の確認の作業がこの会でやりたいということですので、先ほどの代理の話なんですが、副委員長が代理出席できると書いてありますので、副委員長等と、等だけ入れてですね、で、この場で確認をされたほうがいいのでは？と思います。

(司会)

今、檜山さんから、副委員長の後に等を入れるということで、宜しいでしょうか。ではそのような形で行いたいと思います。では、時間も残り少なくなってきましたが、次第 5 の東京の都市計画道路の概要と地上部街路の概要、経緯について、土屋さんから。

(河田)

以上で、運営要領の話は全部終わったのですか？

(司会)

1つ宿題が出てまして、この話し合いの位置づけ、最後に事務局が取りまとめた中で、また、発表いたしますけども、これについては検討するといった形で進めてございます。

(河田)

と申しますのは、多分、これは先ほどの議論とも関連するかもしれませんが、この話し合いの会を民主的に運営するには、少しこの運営要領というのはかなり、決め事が少ないのです。だいたい、いろんな事をこの場で言えば、井上司会者にいろんなことを裁量にたよって会を運営すると、というようなやり方のように見えるんです。で、本来は先ほどの採決のことにつきましても、どういうふうに皆さんの意思を決めるかというのは、本当はこの要領のなかできちんと決めて、いかなければいけないんですよね。それが、決まってないから 3 対 5 で決まったのか、

10対1で決まったのかもわからないのですよ。記録がないのです。で、拍手だとか意義ありませんかだけではなく、やはり手を挙げて、採決するといったことは、本当はこれに決めておかなければいけない。だけど、百歩譲って東京都さんが、お考えになるのであれば、こんなもんかなというトレランスもあるのですが。1つだけお伺いしたいのは、事務局の位置づけと司会者の通常は、議長という形をとりますと、議長は事務局を指揮する権限があるのですよ。ところが、これがよくわからないのは、事務局は事務局で独立していて、この会を所掌するとなると。事務局はちゃんと情報に基づいて権限が大きいのです。で、司会者は本当にかわいそうなんです、何にも条文上では、権限がないのにいろいろ任されて大変だと思うのですよ。だから、さっきの西村さんの意見のように、司会者一人ではかわいそうだなと、もう一人ちゃんとつけたほうがいいのではと、こういう議論はでてくると思うのですよ。これはさっきの採決で否決されましたから、蒸し返しませんけども、気持ちはそうなんです。だから、この要領は本当にこれでよくて、進行という形で司会者にほとんどすべて委ねるということをもう1回皆さんに諮っていただいて、これでいいかというようなことは手続きを踏まないと、この運営要領はこのままで結構ですと、運営要領の正当性が、ちょっと疑問です。そこだけ、質問もかねて提案させていただきます。

(土屋)

運営要領のなかで、今も明記されているものだけでは足りないものがあるのではというご趣旨だと思うのですが、逆に、これから進めていく中で、運営に関して、こうしたほうが良いという部分があれば、それはある意味では適宜対応をしていくことが必要かと私個人としては、そう思います。

(河田)

わかりました。従いまして、最後に今後の予定のところにおおむね1年後の意見のとりまとめと、いうのは皆さん、構成員の意見を聞きながら決めると、おっしゃいましたが、その言葉はそういう精神にのっとっておっしゃられているのでしようが、是非それでは今後、要領そのものはかなり、ズブズブで進みますけども、その間の運営はそのものについては、司会者の進行も含めて、事務局もあわせて、今、おっしゃったことをきっちりと尊んでやっていただければと思います。

(司会)

それでは、最後の5番目ということでしたが、時間も中途半端になってしまいますので、次第の6のその他に移らせていただきたいと思います。事務局のほうから、お願いします。

(事務局)

すでにお手元に配布してございますが、古谷さんから前回、8月の話し合いの後に、資料提出に関する資料がございましたので、内容につきましては、これから用意してほしいという資料についてのご要望となっております。

(司会)

このなかには2つの要望があると思いますので、東京都と武蔵野市のほうからお願いしたいと思います。まずは、土屋さん。

(土屋)

東京都のほうに対してということで、武蔵野地域と似たような計画、あるいは、過去にその廃止も含め、事例があるかどうかのご趣旨の部分と、それから、メリットだけでなく、デメリットの評価についても、今後あわせてしてほしいというご趣旨かと思います。事例等につきましては、次回以降となるかと思いますが、我々のほうで調べられる範囲で資料を出せるようにしていきたいと思います。

(古谷)

今のことで。

(司会)

すみません、では市のほうからお願いします。檜山さん。

(檜山)

Bのところですが、計画提案者側としての、と明記してありますが、そういう立場ではございません。そこは訂正させていただきます。武蔵野市についていろいろ行政サービス、いくつもあげられて、いろいろ広範な資料を要求されているようなのですが、市として基本計画を議論する場合に、そういう経営資源と申しますか、そういったものを最低限のものを図表化してまとめたものを、地域生活環境指標と呼んでおりますが、そういったものであれば、ご提供できるのかなと思っておりますが、それを全部逐一、最初から終わりまで説明してと言われますと膨大な時間を要しますので、それを見ていただいて、この会、外環の地上部街路に関して、またそこでこの資料を使って、こう考えると市にたいする質問であればその時点でまたお答えしたいと思います。広範な資料を逐一、事前にですね、ご説明するとなると、これはもの凄いな時間を要するということなので、それは割愛させていただいて、今お手元にある資料を、ご提供するということはできると思います。

(司会)

古谷さん

(古谷)

まず、東京都さんのほうで、これからあと何回やるか、数は限られていると思うのです1年の間では。そして、まず、実際のその場所を見て、実感して、そして本当の意見がでてくる、なのに、次回までの資料を整えて、出して、それから行ってたら、1月過ぎてしまいますよね。具体的に私たちはその場所に行ってみたり、調べたりする場合、こういう街路を。という点ではむしろ、その前になるべく早く教えていただきたいと思います。そんなに時間かかることではないと思いますので。計画図とかあるだろうと思うのですよ。現在進行しているような、そういう箇所っていうのはすぐつかめないようなら、これは行政じゃないと思います。ですから、次回の前に資料として送っていただきたい。それは次に少なくとも外環の2という計画自体は、今始まったことではなく、かなり前からあることです。だったら、当然、具体的な関係、市である武蔵野市としては、このような調査をやっておかないと対応がつかないと思います。ということでは、すでにあまりにも遅すぎると思うし、ただ、地域生活環境指標を読んで、対応つけるところまではやってくださるのが、当然または、市としてやっておかなければいけないことだと思うのです。私たちが対応つけてくださいっていう形は、怠慢です。行政の。読んでるわけではないので。どの程度かわかりませんが、こういっただことは、当然やっておかないといけないことではないでしょう。外環の2という計画が始まった時点で。それが、行政の仕事では。または市民に対する責任だと思うのですが、それをやらない行政は怠慢だと思うのです。

(司会)

土屋さん。

(土屋)

この話し合いの場に出たご意見については、基本的には皆さんにご報告をすると、いうふうに考えておまして、そういう意味で、次回以降に、この場でご報告をさせていただくということで、次回以降と申し上げます。したがって、古谷さんが今言われたのは、古谷さんのとこにできるだけ早い段階で、回答をほしいという、ご発言だと思うのですが。

(古谷)

各委員にです。

(土屋)

委員の方も含めてということですね。いずれにしても、少し時間を要するかもしれませんが、ご趣旨にできるだけそう形で配慮したいと思います。

(司会)

檜山さん。

(檜山)

基礎的はデータとしては、既存のデータがございますので、その点はやぶさかでないということと、それから、今おっしゃっているのは、市としてのメリット、デメリットをしっかりと整理した上で、そういったことをつけて出してほしいというご趣旨なんですね。それは、市としては通常ずっとこの間、議論で、コミュニティの分断であるとか、あるいは交通量、生活道路の中に進入していく交通量の問題が大きいと思っておりますが、それもその特に交通量につきましては、交通量予測がないと、きちんとした市の判断はできませんので、そういった面では今の段階で、メリット、デメリットを付した資料として、出してほしいといわれてもそれはなかなか難しいことかと思っておりますので、そういう意味で、既存の基礎的データをお出しして、もう少し議論が深まるなかで、こういったまた必要だということになれば、その段階で対応させていただきたいということです。

(司会)

古谷さん。

(古谷)

その現状の状態はわかりましたが、ここの会の意見を聞くという、私たちの意見というのは、非常に頼りないものになってしまう。で、それがですね、この会の目的と全く反する結果になってしまうと思うのです。私たちはここで出していきたい、またはどういうことなんですか。ということ事態が、私たちはこれから、ある意味では、本当の意見を出したいのに、出せない状況に置かれたまま、思いつきで言わなくてはならない。それだったら、この会を意味あるものにすることは出来ないのではないですか。特に私の場合は、東町から実際に通る 3 丁目の方は誰もでていないのです。という点からも、ますます私たちの立場は本当にわからなくなってしまう。または、言っていること事態が、正しい意見を言っているのかもわからなくなってしまう。そのためにご協力いただきたいのです、提案者が。

( 司会 )

糸井さん

( 糸井 )

古谷さんが出された意見は、やはり議論するための一番基準になるものですから、出してほしいと、出してください、協力してくださいということであって、檜山さんが言われた、地域生活環境指標は、武蔵野市の市政として一般的に生活はどういう状況です、うんぬんという、データだから、古谷さんが言ってる情報という意味とこの中に入っている情報は、全然違いますからね。これをこの中で利用できる資料というのは、全くないわけではないけど、あってもそれは一般資料としての情報であって、それからまたさらに加工するなり、分析するなりした情報でないと、ここで正確な議論をするというデータにはなりません。そう思いませんか？

( 司会 )

小林さん。

( 小林 )

非常に重要な話だし、東京都に対しては、こういった類似の道路の状況だとか、そういうのを資料に基づいてきちりと判断できる状況にさせていただけるというのは、非常に有難いお話でしたし、是非、そうして議論を深めてもらいたいと思います。で、武蔵野市に対しても、先ほどの、糸井さん、古谷さんのご意見と私も全く一緒でして、やはり、外環の 2 を建設するにあたって、武蔵野市のいろいろなサービスがどのように変化するかということの資料がこういった場に出せないというのは、やはり行政としての本当の怠慢だと思います。私もそう思います。だから、この外環の 2 の建設において、市が市のいろいろなサービスがどういった変化をするのかといったことは、是非、まとめていただきたいと思います。

( 司会 )

東京都と市の方にたいするいろいろな意見がありましたけども、私も市に関わってましたので、それぞれ、アドバイスする立場にもありますので、その辺も含めたなかで検討させていただきたいと思います。大変申し訳ないのですが、時間も 21 時を過ぎてますので、今日のまとめを事務局のほうから発表していただきたいと思います。



(事務局)

本日のまとめにつきまして、報告させていただきます。まず、1つ目、第1回議事録につきましては、これで公表するという事で確認いただきました。なお、要旨を使うときは議事録もセットとして使ってほしいということで、確認しました。それから、話し合いの会でご意見のフィードバックと会のなかで答えるということで、答えると。また、時間の必要なものについては、時間をいただいて、お答えをさせていただきたいと思います。それから、この会の周知の方法につきまして、もっと広く周知すべきだという意見が出ましたので、これはまた持ち帰って、検討をいたします。それと、会の運営につきまして、話し合いの会のとりまとめの前にまず、意見を聴く会をやって、それをまたこの会のほうへとりまとめをしてほしいと、ご提案がありましたので、これも持ち帰って、またお答えをさせていただきます。それから、運営要領について、3点ほど議論になりまして、退席を求めるときは司会者に一任し、司会のサポートにつきましては設けないということ、それから、コミュニティ協議会の代理につきまして、それは副委員長の都合が悪いときはそれ以外の方も、認めるということで、運営要領のほうは、副委員長等と表記をさせていただくと決まりました。以上です。

(司会)

今のとりまとめで抜けているところ、そういうところがありましたら。

(古谷)

私の言った・・・。

(事務局)

最後の資料につきましては、今後はまた検討して、出せるように検討していくと

(古谷)

出してください。出せるように検討してということはやはり信用できないです。検討してそれから出してください。

(司会)

出せるものと、出せないものを判断して、提供するという形ですね。他になければ、今回5が終わらなかつたわけですけれども、次回につきましては、今言ったとりまとめの積み残し事項をまず、最初にやりまして、次に東京都市計画道路の経緯等について説明いただき、ご意見をいただきたいと思います。それでは、日

程の件で事務局から話してください。

(事務局)

次回につきましては、12月から1月ごろと、今回と同様に日程をお伺いしたうえで、お知らせさせていただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

(司会)

今回は12月から1月ごろという予定で、皆さんの予定を聞いて決めるといった形でございます。それでは、21時を10分ほど過ぎましたが、ここで、第2回の武蔵野市における話し合いの会を終了いたします。長時間にわたり、ご議論有難うございました。今日は雨も降っていますので、足元に気をつけてお帰りください。有難うございました。